

東和荘指定訪問介護事業所重要事項説明書

令和6年6月1日現在

1. 東和荘指定訪問介護事業所の概要

事業所名	東和荘指定訪問介護事業所
所在地	岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地
介護保険事業者番号	岩手県指定 第0372400085号
電話	0198-44-3113 (24時間連絡が可能)
サービスを提供する地域	花巻市(旧東和町区域にお住まいの方) ※上記地域以外の方もご利用できます

2. 東和荘訪問介護サービスの特徴等

(1) 事業の目的

指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対して、適正な訪問介護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うと共に、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) サービス利用のために

訪問介護員の変更	変更を希望される方はお申し出下さい
訪問介護員への研修の実施	資質向上を図るため、年1回実施しています
サービスマニュアルの作成	介護方法の手順等を作成しています

3. 職員体制

職種	職務の内容	常勤	非常勤
管理者	事業所の管理・運営全般	1(1)	
サービス提供責任者	連絡調整・計画作成	1(1)	
訪問介護員	訪問介護の提供	3(1)	1

※()は兼務職員再掲

4. 営業時間帯(サービス提供時間帯)

	通常時間 8:00~18:00	早朝 6:30~8:00	夜間 18:00~21:30	備考
平日	○	○	○	
土/日/祝日	○	○	○	

5. サービス内容

利用者の居宅支援サービス計画書(ケアプラン)に基づいて、訪問介護計画を作成しサービス提供を行います。

(1) 身体介護に関する内容

- ①食事 ②排泄 ③入浴・清拭 ④更衣・整容 ⑤体位変換 ⑥移動・移乗・外出 ⑦起床・就寝
⑧服薬 ⑨自立支援の為の見守りの援助 ⑩その他必要な身体の介護

(2) 生活に関する内容援助

- ①買い物 ②掃除 ③調理 ④洗濯 ⑤その他必要な日常生活に関する家事

(3) その他介護相談等

(4) サービス利用にあたっての留意事項

1.サービスの利用

- ①医療行為（褥瘡の処置・摘便など）はできません。
- ②利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）はできません。
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。
- ④事業所では原則として利用者宅の鍵のお預かりはしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族と相談させていただきます。
- ⑤利用者と訪問介護員の間で金銭の貸し借りは致しません。買い物代行支援の際は買い物代金をお預かりしてからとなります。
- ⑥買い物代行時以外の金銭、預貯金通帳、カード、証書、書類などの預かりはできません。
- ⑦利用者又は家族からの金銭、物品、飲食のおもてなしはお受けできません。
- ⑧利用者又はそのご家族に体調の変化があった際は、事業所の職員にご一報ください。

2.サービスの終了

次の事由に該当した場合は、サービス終了とします。

- ①利用者の要介護認定区分が要支援または非該当と認定されたとき。
- ②利用者が病院や介護保険施設等に入院入所して自宅に戻る予定がないとき。
- ③利用者が死亡したとき。
- ④利用契約書第20条、第21条又は第22条に基づき契約が解約又は解除された場合。

6. 利用料金 (1割負担)

(1) 基本料金 ※特定事業所加算(I)を含む

区分	サービス提供 時間数 サービス 提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 30分増すごとに	
		利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
身体介護	昼間	1,960円	196円	2,930円	293円	4,640円	464円	6,800円	680円	6,800円 に980円 を加算	680円 に98円 を加算
	早朝・夜間	2,450円	245円	3,660円	366円	5,810円	581円	8,510円	851円	8,510円 に1,240円 を加算	851円 に124円 を加算
区分	サービス提供 時間数 サービス 提供時間帯	20分未満		20分以上 45分未満		45分以上					
生活援助	昼間			2,150円	215円	2,640円	264円				
	早朝・夜間			2,690円	269円	3,300円	330円				

	加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし	特定事業所加算(I)	所定単位数の 20/100	左記の1割	1回当たり
	緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	1回の要請に対して1回
	初回加算	2,000円	200円	初回のみ
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100	左記の1割	1回当たり

介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 245/1000	左記の 1 割	1 回当たり
---------------	--------------------	---------	--------

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく利用者のケアプランに定められた時間を基準とします。介護保険の給付の範囲を超えた場合は、全額自己負担となります。やむを得ない事情でかつ、利用者又はその家族の同意を得て 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

(2) 加算料金等

- ・夜間加算（午後 6 時から午後 9 時 30 分まで）所定単位数×25%
- ・早朝加算（午前 6 時 30 分から午前 8 時まで）所定単位数×25%

※初回加算は初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。また、過去 2 ヶ月に当事業所による訪問介護サービスを利用していない場合も加算します。

※緊急時訪問介護加算は利用者やその家族から要請を受けてケアマネジャーが必要と認め、サービス提供責任者が訪問を行う、また訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合に加算します。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定訪問介護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。

中山間地域等：岩手県全域

(3) お支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行いたしますので、月末日までにお支払いください。

お支払方法は、現金集金、銀行振込、口座振替（但し岩手銀行、ゆうちょ銀行）の中からご契約の際にお選びください。

7. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかにご家族や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。（場合により 119 番への連絡も含む）

8. 緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

ご家族氏名	続柄	自宅・連絡先（職場等）・携帯電話 Tel
通院先 病院・医院	主治医 先生	医療機関の連絡先 Tel

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任保険約款の定める範囲

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により、拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明を行い、同意得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. サービス内容に関する相談・苦情

介護サービスについての相談や苦情があるときは次の窓口で対応します。

- | | |
|---|--------------------|
| ◆ 特別養護老人ホーム東和荘(相談窓口 事務長 佐々木ひとみ)
(苦情相談解決責任者 施設長 多田正和) | TEL (0198) 44-3113 |
| ◆ 花巻市東和総合支所 市民サービス課健康福祉係介護保険相談窓口 | TEL (0198) 42-2111 |
| ◆ 岩手県国民健康保険団体連合会 | TEL (019) 604-6700 |

13. 高齢者虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。

(虐待防止に関する責任者 施設長 多田正和)

14. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても訪問介護の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

15. ハラスメントについて

当法人におけるハラスメントの防止に関する基本指針に従い業務に努めます。

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついで重要事項を説明しました。

事業者 住所：岩手県花巻市東和町東晴山7区16番地

氏名：社会福祉法人東和仁寿会

理事長 楊 恵 珠 印

説明者： サービス提供責任者 藤舘 裕美 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の内容について説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者住所：岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名： 印

代理人住所：岩手県花巻市東和町 区 番地

氏 名： 印